

## 市民の声の公表に関する基準

平成 29 年 3 月 31 日市長決裁

改正 平成 31 年 3 月 31 日企画部長決裁

改正 令和 6 年 3 月 7 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、市民の声と本市の回答を本市ホームページにおいて公表することにより、市政の透明化を推進し開かれた市政の実現を図るとともに、市民の市政への参画を促すことを目的とする。

(公表対象)

第 2 条 公表の対象とする市民の声は、意見者がホームページ上への掲載について「可」としているものとする。

(公表する声の決定)

第 3 条 前条において公表対象となった市民の声の内、公表する市民の声の決定は、生活安心課長が行う。ただし、当該市民の声の内容が次に掲げるものに該当する場合は、公表しないものとする。

- (1) 意見の内容が特殊なものであり、公表することにより誤解を生じるおそれがあるもの
- (2) 社会的差別を助長するおそれがあると認められるもの
- (3) 個人または団体等の情報を削除することにより、申出内容が意味不明になるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、非公表とすることができる。

- (1) 既に公表されている内容と同様の趣旨のもの
- (2) 同一内容の意見等が多数寄せられ、又は寄せられることが予想される場合で、所管課によりこれらに対する本市の対応状況等を、市民の声の公表とは別にホームページ等に公表するもの、または公表しているもの
- (3) 当該市民の声の内容を所管する課において、非公表にすべきと判断したもの
- (4) その他市長が非公表にすべきと判断したもの

(公表する声の内容)

第 4 条 前条において公表すると決定した市民の声の内容に、難解な部分、誤解を受けかねないと判断した部分、市政と関係のない部分等が含まれている場合については、意見者の趣旨を損ねない範囲で修正し、又は削除して分かりやすい表現として公表する。

(公表する情報)

第 5 条 公表する情報は、次の各号に掲げる個別情報とする。

- (1) 件名
- (2) 受付日
- (3) 回答日
- (4) 市民の声内容
- (5) 市の回答
- (6) 担当課名

(個別情報の内容)

第6条 市民の声の公表にあたり個別情報の内容には、意見者が特定されないよう配慮するとともに、沼津市情報公開条例第5条に規定する不開示情報が含まれることがないように十分に留意する。

(分野の設定)

第7条 第4条の情報には、次の各号に掲げる分野を設定し、分野に分類して公表するものとする。

- (1) 広報、広聴
- (2) ごみ、環境、衛生
- (3) 教育
- (4) 福祉
- (5) 上下水道
- (6) 防災
- (7) 選挙
- (8) 道路、河川
- (9) 財政、税金
- (10) 公園、街路樹
- (11) 公共交通、交通安全
- (12) 健康、医療、保険
- (13) 観光、イベント
- (14) 文化、スポーツ
- (15) 議会
- (16) まちづくり、活性化、公民連携
- (17) 沼津駅周辺総合整備事業
- (18) 職員関係
- (19) 市の施設
- (20) その他

(声の公表)

第8条 市民の声の公表は、毎月ごとに生活安心課長が行なうものとする。

(個別情報の公表期間)

第9条 市民の声の公表期間は、掲載日から2年後の日の属する年度末までとする。ただし、法令等の改正、本市の施策・事業方針の変更等により本市の回答が現状にそぐわなくなった場合は、適宜加筆又は削除する。

(その他)

第10条 この基準の施行に関し必要な事項は、生活安心課長が定めるものとする。

付則(平成29年3月31日市長決裁)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付則(平成31年3月31日企画部長決裁)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付則(令和6年3月7日市長決裁)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。